

八巻 祭取寄

前記ノ如シ三十日ノ今晨ノ際先ニ齋屋サレルタル四名ノ職工ハ  
青年同盟旗其ノ他ノ旗三本ヲ携帶シテ氣勢ニテ作業中ノ職  
工之之ニ参加不徳ノ事ニ出シントシタルヲ以テ所轄警成員ニ  
於テ左記六名ヲ一時檢束シタルカ午後五時頃加給ノ上返還セ

深田政太郎 小畑上三夫 金輪忠太郎

宇藤政吉 村石軍太郎 鈴木 祐

右又中ノ通リ振假也

黄 領 主

一 田辺双郎 杉山弥太郎 鈴木辰雄 田辺金三郎 以上四名ヲ復職セシメ度シ

二 金輪工ノ貸金ヲ本年一月ノ標準ニ復元セシメ度シ

三 倉田股木所ノ設備ヲ改善シ後前所同量場ヲ創設セシメ度シ

四 労働時間ヲ十時間トシ一時間ノ昼食時間ヲ與ハシメ度シ

五 労働賃金ハ三割増トシメ度シ

六 四大節ニ公休日トシメ度シ

七 工場側ノ都合ニテ休業シタ場合ハ貸金全額ヲ支払サシメ度シ

八 工場の修理トシテ設備修繕料ヲ廢止セシメ度シ

九 工場の修理トシテ設備修繕料ヲ廢止セシメ度シ

六月三十日

相田ヨシキリ一ト工場従業員有志一同

工場主 殿